

西宮市教育委員会文書取扱規程及び西宮市教育委員会の管理する防火対象物および防火管理者の指定に関する規程の一部を改正する規程制定の件

西宮市教育委員会文書取扱規程及び西宮市教育委員会の管理する防火対象物および防火管理者の指定に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和4年3月16日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司郎

西宮市教育委員会訓令第 号

西宮市教育委員会文書取扱規程及び西宮市教育委員会の管理する防火対象物および防火管理者の指定に関する規程の一部を改正する規程

(西宮市教育委員会文書取扱規程の一部改正)

第1条 西宮市教育委員会文書取扱規程(平成15年西宮市教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第10条関係)

事務局

課名	課名記号
教育総務課	教総
教育企画課	教企
教育人事課	教人
教育職員課	教職
学校管理課	学管
学校施設計画課	学施計

学校給食課	学給
地域学校協働課	地協
青少年育成課	青育
学事課	学事
学校改革課	学改
学校教育課	学教
学校保健安全課	学保安
特別支援教育課	特支

教育機関

課名	課名記号
教育研修課	教研

(西宮市教育委員会の管理する防火対象物および防火管理者の指定に関する規程の一部改正)

第2条 西宮市教育委員会の管理する防火対象物および防火管理者の指定に関する規程（昭和36年度西宮市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1項の表を次のように改める。

防火対象物	防火管理者	防火副管理者
神祇官分室	青少年育成課長	青少年育成課長が指定する係長
小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校及び高等学校	校長	教頭
幼稚園	園長	教頭又は園長が指定する教諭
山東自然の家	所長	所長が指定する者

付 則

この規程は、令和4年4月1日から実施する。ただし、第2条の規定は、令和4年3月28日から実施する。

(参考)

○提案理由

組織改正に伴う所要の改正を行うため。

西宮市教育委員会文書取扱規程 (第13編第1章 総務)

改正案

現行

別表 (第10条関係)

事務局

課名	課名記号
教育総務課	教総
教育企画課	教企
教育人事課	教人
教育職員課	教職
学校管理課	学管
学校施設計画課	学施計
学校給食課	学給
地域学校協働課	地協
青少年育成課	青査
学事課	学事
学校改革課	学改
学校教育課	学教
学校保健安全課	学保安
特別支援教育課	特支

教育機関

課名	課名記号
教育研修課	教研
削除	削除

別表 (第10条関係)

事務局

課名	課名記号
教育総務課	教総
教育企画課	教企
教育人事課	教人
教育職員課	教職
学校管理課	学管
学校施設計画課	学施計
学校給食課	学給
地域学校協働課	地協
新設	新設
学事課	学事
学校改革課	学改
学校教育課	学教
学校保健安全課	学保安
特別支援教育課	特支

教育機関

課名	課名記号
教育研修課	教研
青少年育成課	青査

西宮市教育委員会の管理する防火対象物および防火管理者の指定に関する規程（第13編第1章 施設）

改正案

現行

1 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づき防火対象物並びに防火管理者及び防火副管理者は、次のとおりとする。

防火対象物	防火管理者	防火副管理者
神祇官分室	青少年育成課長	青少年育成課長が指定する係長
小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校及び高等学校	校長	教頭
幼稚園	園長	教頭又は園長が指定する教諭
削除	削除	削除
山東自然の家	所長	所長が指定する者

- 2 前項の表防火対象物の欄に掲げるものに該当しない防火対象物の防火管理者及び防火副管理者は、教育長が別に指定する。
- 3 防火副管理者は、防火管理者の職務を補佐する。

1 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づき防火対象物並びに防火管理者及び防火副管理者は、次のとおりとする。

防火対象物	防火管理者	防火副管理者
新設	新設	新設
小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校及び高等学校	校長	教頭
幼稚園（小学校に併設するものを除く。）	園長（教頭を置く幼稚園にあつては教頭）	園長が指定する教諭
幼稚園（小学校に併設するものの。）	園長	教頭
山東自然の家	所長	所長が指定する者

- 2 前項の表防火対象物の欄に掲げるものに該当しない防火対象物の防火管理者及び防火副管理者は、教育長が別に指定する。
- 3 防火副管理者は、防火管理者の職務を補佐する。